# 令和８年度 町民税・県民税（国民健康保険税） 申告書の書きかた

今年も申告書を提出していただく時期になりました。
この申告書は、令和8年度の町民税・県民税（国民健康保険税）を課税する基礎資料となります。
この「申告書の書きかた」をお読みいただき、**申告期限（3月16日（月））**までに必ず提出くださいますよう、お願いします。

## １．申告をしなければならない方

令和8年1月1日現在、入善町に住んでいる方で、次に該当する場合に申告が必要になります。

（1）事業所得（営業、農業、不動産など）のあった方

（2）給与所得者で次に該当する方

①給与所得以外の所得（農業、配当、不動産、譲渡など）のあった方

②令和7年中に退職したため、所得税の年末調整がされなかった方

③勤務先（給与の支払者）から、給与支払報告書が、役場税務課へ提出されていない方

④雑損控除、医療費控除などを受けようとする方

⑤源泉徴収票に記載された扶養控除に異動が生じた方

（3）公的年金等受給者で、社会保険料控除、生命保険料控除などを受けようとする方

（4）国民健康保険に加入している方（所得のない場合も申告してください）

【注意】
＊所得税の確定申告書を提出される方は、町民税・県民税申告書を提出する必要はありません。
＊令和7年中収入のなかった方、扶養親族の方も申告書の裏面を記入して提出してください。
＊所得税と町民税・県民税では各種控除額が異なります。

## ２．申告の時に持参いただくもの

（1）　申告書
（2）　マイナンバー本人確認書類（番号確認書類及び身元確認書類）
（3）　源泉徴収票（給与所得者及び公的年金等受給者の場合のみ）
（4）　国民健康保険税等の支払額のわかるもの
（5）　国民年金保険料等の控除証明書
（6）　生命保険料・地震保険料等の控除証明書
（7）　医療費控除を受ける方は、医療費控除の明細書
（8）　障害者控除を受ける方は、障害者手帳や障害者控除対象者認定書
（9）　事業所得のある方は、必要な帳簿書類・領収書等

## ３．申告相談の日程等

申告の会場及び開催日程は、案内文または広報（2月号）をご覧下さい。

不明な点などがありましたら、役場税務課までお問い合わせください。
〒939-0693　入善町入膳 423　　**入善町役場 税務課**　TEL 72－1100（内線 127）



# 【申告書裏面】（令和8年度申告書準拠）

裏

**6　給与所得の内訳**
（日給などの給与所得のある人で、源泉徴収票のない人は記入してください。）

| 月 | 日　給 | 勤務日数 | 月　取 |
|---|---|---|---|
| 1 | 円 | | 円 |
| 2 | | | |
| 3 | | | |
| 4 | | | |
| 5 | | | |
| 6 | | | |
| 7 | | | |
| 8 | | | |
| 9 | | | |
| 10 | | | |
| 11 | | | |
| 12 | | | |
| 賞　与　等 | | | 円 |
| 合　　計 | | | |
| 勤務先所在地 | | | |
| 勤　務　先　名 | | | |
| 電　話　番　号 | | | |

**7　事業・不動産所得に関する事項**

| 所得の種類 | 所得の生ずる場所 | 収入金額 | 必要経費 | 青色申告特別控除額 |
|---|---|---|---|---|
| | | 円 | 円 | 円 |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |

**8　配当所得に関する事項**

| 配当所得の種類 | 所得の生ずる場所 | 支払確定年月 | 収入金額 | 必要経費 |
|---|---|---|---|---|
| | | ・ | 円 | 円 |
| | | ・ | | |
| | | ・ | | |
| | | ・ | | |
| | | | 国外株式等に係る外国所得税額 | |

**9　雑所得(公的年金等以外)に関する事項**

| 種　目 | 所得の生ずる場所 | 収入金額 | 必要経費 |
|---|---|---|---|
| | | 円 | 円 |
| | | | |
| | | | |

**10　総合譲渡・一時所得の所得金額に関する事項**

| | | 収入金額 | 必要経費 | 差引金額（収入金額－必要経費） | 特別控除額 | 所得金額（差引金額－特別控除額） |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 総合譲渡 | 短　期 | 円 | 円 | 円 | 円 | イ　円 |
| | 長　期 | | | | | ロ |
| 一　時 | | | | | | ハ |
| | | | | | ニ　合計 イ＋[(ロ＋ハ)×1/2] | |

右上のイの金額を表面のコに、ロの金額を表面のサに、ハの金額を表面のシに記入してください。
右のニの金額を表面のヨの所得金額欄へ記入してください。

**11　事業専従者に関する事項**

| | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 1 | フリガナ / 氏名 | 続柄 | 生年月日 | 明・大 / 昭・平　・　・ | 専従者給与（控除）額 | |
| | 個人番号 | | | | 従事月数 | |
| 2 | フリガナ / 氏名 | 続柄 | 生年月日 | 明・大 / 昭・平　・　・ | 専従者給与（控除）額 | |
| | 個人番号 | | | | 従事月数 | |
| 所得税における青色申告の承認の有無 | | 承認あり・承認なし | | 合　計　額 | | |

**13　事業税に関する事項**

| | | |
|---|---|---|
| 非課税所得など | 所得金額 | 円 |
| 損益通算の特例適用前の不動産所得 | | 円 |
| 事業用資産の譲渡損失など | 資産の種類 | |
| | 損失額・被災損失額（白） | 円 |
| 前年中の開廃業 | 開始・廃止 | |
| | 月　日 | |
| □　他都道府県の事務所等 | | |

**12　別居の扶養親族等に関する事項**

| | | | |
|---|---|---|---|
| 1 | フリガナ / 氏名 | 個人番号 | 住所 |
| 2 | フリガナ / 氏名 | 個人番号 | 住所 |

**14　配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除に関する事項**
特定配当等に係る所得金額、特定株式等譲渡所得金額を総所得金額に含め、配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除を受けようとする場合は、下の各欄に配当割額及び株式等譲渡所得割額を書き入れてください。

| | |
|---|---|
| 配　当　割　額　控　除　額 | 円 |
| 株式等譲渡所得割額控除額 | |

**15　寄附金に関する事項**

| | | |
|---|---|---|
| 都道府県、市区町村分 | | |
| 住所地の共同募金会、日赤支部分 | | 円 |
| 条例指定分 | 都道府県 | |
| | 市区町村 | |

支出した寄附金に応じて、各欄にそれぞれ寄附した金額を記入してください。ただし、認定特定非営利活動法人及び仮認定特定非営利活動法人以外の特定非営利活動法人に対する寄附金については、上欄に記入せず、別途「寄附金税額控除申告書（二）」を提出してください。

**◎令和７年中に所得のなかった方等の記入欄**

前年中に所得のなかった方等は**下記の該当する数字を○で囲み、**その内容についてご記入の上、提出してください。なお、本申告書を提出していただくことにより**所得証明等の発行、国民健康保険の基礎資料**となりますのでご協力ください。

1. 下記の者から扶養・仕送りを受けていた。
   住所
   氏名　　続柄（　　）
2. 病気療養中　　年　　月　　日より
   （入通院先　　）
3. 障害者年金、遺族年金などを受給している。
   受給先　　年間受給額　　円
4. 　　年　　月　　日から　　月　　日まで失業保険の給付を受けていた。
5. 学生
   学校名　　学年
6. その他の理由

（この「申告書」は現行法で作成されており、地方税法が改正されたときは、それによります。）

**6．給与所得の内訳**
源泉徴収票のない人、パート・アルバイト、日給月給、日雇賃金等の人は、この欄に記入してください。

**7．事業・不動産所得に関する事項**
事業所得（営業等）、不動産所得のある人は、この欄に記入してください。ただし、「収支内訳書」を添付される場合は、記入の必要はありません。

**8．配当所得に関する事項**
株式の配当や、投資信託の収益の分配金などの所得があった場合は、その内訳を記入してください。

**9．雑所得（公的年金等以外）に関する事項**
原稿料、講演料、生命保険年金などがある場合、その内訳を記入してください。

**11．事業専従者に関する事項**
あなたと生計を一にする親族で、あなたが経営する事業に原則として6ヶ月を超える期間従事した人がいるときに、記入してください。
この場合、あなたの事業から生ずる所得から、次の額が控除されます。
○事業専従者控除額（①②のうち低い方の金額）
①500,000円　（配偶者の場合860,000円）
②(事業所得＋不動産所得＋山林所得)÷(事業専従者の数＋1)
※事業専従者とした人については、配偶者控除・配偶者特別控除・扶養控除を受けることはできません。

**12．別居の扶養親族等に関する事項**
別居している扶養親族がある場合に、その親族の氏名、個人番号及び住所を記入してください。

**◎令和7年中に所得のなかった方等の記入欄**
前年中に所得がなかった人は、下記の該当する数字を○で囲み、その内容について記入してください。

**○町民税・県民税の所得割税率、均等割額及び森林環境税額**

| | 町民税 | 県民税 | 森林環境税 |
|---|---|---|---|
| 所得割 | 6% | 4% | |
| 均等割 | 3,000円 | 1,500円 | 1,000円 |

※県民税均等割額には「水と緑の森づくり税」500円が含まれています。
※森林環境税は、国内に住所のある個人に対して課税される国税で、令和6年度から町県民税均等割に併せて一人年額1,000円を負担していただくことになります。また、平成26年から町民税と県民税で各500円ずつ計1,000円負担していただいた復興特別税は令和5年で終了となりました。

**○配当控除（配当所得のある場合）**

| 課税所得金額 ＼ 種類 | | 1,000万円以下の部分 | | 1,000万円超の部分 | |
|---|---|---|---|---|---|
| | | 町民税 | 県民税 | 町民税 | 県民税 |
| 利益の配当等 | | 1.6% | 1.2% | 0.8% | 0.6% |
| 証券投資信託等 | 外貨建等証券投資信託以外 | 0.8% | 0.6% | 0.4% | 0.3% |
| | 外貨建等証券投資信託 | 0.4% | 0.3% | 0.2% | 0.15% |

**○配当割額控除額又は株式等譲渡所得割額控除額**

| 区　分 | 町民税 | 県民税 |
|---|---|---|
| 配当割額又は株式等譲渡所得割額 | 3／5 | 2／5 |

**○調整控除**

| | |
|---|---|
| 課税所得金額200万円以下 | 次のA、Bのいずれか少ない金額の5%<br>A　所得税と住民税の人的控除額の差の合計額<br>B　合計課税所得金額 |
| 課税所得金額200万円超 | {所得税と住民税の人的控除の差の合計額－（合計課税所得金額－200万）}×5%<br>※計算の結果が2,500円未満の場合は2,500円 |

## ５．町民税・県民税の計算方法

※1　分離課税の所得がある場合は、計算方法が異なります。
※2　配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除がある場合は、下記の計算式の【③税額控除後の所得割額】より控除されます。

| | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 所得金額の合計（申告書表面⑫欄） | － | 所得から差し引かれる金額の合計（申告書表面㉗欄） | | | | ＝ | ①課税される所得金額 ※千円未満切り捨て |
| ①課税される所得金額 ※千円未満切り捨て | × | 税率 | － | 調整控除 | － 配当控除額 ※配当所得がある場合のみ | ＝ | ②所得割額 ※百円未満切り捨て |
| ②所得割額 ※百円未満切り捨て | － | ・住宅借入金等特別税額控除(住宅ローン控除)<br>・寄附金控除（ふるさと納税） | | | | ＝ | ③税額控除後の所得割額 |
| ③税額控除後の所得割額 | ＋ | 均等割額 | | | | ＝ | 町民税・県民税の年税額（住民税の年税額） |

この申告書を提出した方は、「市町村民税・道府県民税申告書（分離課税等用）」をあわせて提出してください。
分離課税に係る所得等のある方は、事業税の申告書を提出する必要がありません。

## ■　所得から差し引かれる金額に関する事項

| | |
|---|---|
| ⑬雑損控除 | 災害や盗難、横領によって住宅や家財などに損害を受けた場合、次の(1)と(2)の多い方の金額を記入してください。<br>(1)（損害金額＋災害関連支出の金額－保険金等で補てんされる金額）－（総所得金額等）×10%<br>(2)（災害関連支出の金額－保険金等で補てんされる金額）－5万円 |
| ⑭医療費控除 | 前年中にあなたや配偶者、その他の親族のために支払った医療費は次のように計算し控除します。<br>（支払った医療費の総額）－（保険などで補てんされる金額）－（「10万円」と「総所得金額の５％」とのいずれか少ない方の金額）<br>＝医療費控除額（ただし、200万円を限度とします）<br>○セルフメディケーション税制は、通常の医療費控除との選択適用になります。<br>次のように計算し控除します。<br>（対象となる医薬品等の購入費）－（保険などで補てんされる金額）－１万２千円<br>＝医療費控除額（ただし、8万8千円を限度とします）<br>※申告者本人の、健康診断結果通知表の写しや予防接種の領収書などが必要です。 |
| ⑮社会保険料控除 | 前年中に支払いをした社会保険料（国民健康保険・介護保険・国民年金などの保険料、及び小規模企業共済等掛金）を記入してください。※支払額のわかるものをお持ちください。ただし、国民年金については控除証明書が必要になります。 |
| ⑰生命保険料控除 | 前年中にあなたや配偶者、その他の親族が受取人となる生命保険契約により、あなたが支払った一般生命保険料、個人年金保険料および介護医療保険料があるときは、次の計算式により求めた金額を控除します。<br>平成23年末までに締結された生命保険契約は旧契約として、これまでどおりの計算式で控除額を求めます。 |

| 支払った保険料の区分 | 支払った保険料の金額 | 保険料控除額 |
|---|---|---|
| 新契約の場合 | 12,000円以下の場合 | 支払った保険料の全額 |
| | 12,000円を超え 32,000円以下の場合 | （支払った保険料の合計額）×1/2 +6,000円 |
| | 32,000円を超え 56,000円以下の場合 | （支払った保険料の合計額）×1/4 +14,000円 |
| | 56,000円を超える場合 | 28,000円 |
| 旧契約の場合 | 15,000円以下の場合 | 支払った保険料の全額 |
| | 15,000円を超え 40,000円以下の場合 | （支払った保険料の合計額）×1/2 +7,500円 |
| | 40,000円を超え 70,000円以下の場合 | （支払った保険料の合計額）×1/4 +17,500円 |
| | 70,000円を超える場合 | 35,000円 |

一般生命保険料、介護医療保険料および個人年金保険料について、それぞれ上の算式により計算した控除額の合計額（限度額70,000円）
一般生命保険料または個人年金保険料については、新契約と旧契約の双方について控除の適用を受ける場合、新契約と旧契約それぞれ上の算式により計算した控除額の合計額（限度額28,000円）

| | |
|---|---|
| ⑱地震保険料控除 | 本人や本人と生活を一にする親族の地震保険契約について、支払った保険料がある場合に、その合計額に応じた金額が控除の対象となります。 |

| 支払った保険料の区分 | 支払った保険料の金額 | 保険料控除額 |
|---|---|---|
| ①地震保険契約に係るものだけの場合 | 50,000円以下の場合 | 支払った保険料の合計額×1/2 |
| | 50,000円を超える場合 | 25,000円 |
| ②旧長期損害保険契約に係るものだけの場合 | 5,000円以下の場合 | 支払った保険料の全額 |
| | 5,000円を超え 15,000円以下の場合 | 支払った保険料の合計額×1/2+2,500円 |
| | 15,000円を超える場合 | 10,000円 |
| ③地震保険契約に係るものと旧長期損害保険契約に係るものと両方ある場合 | | （地震保険契約に係る保険料について①より求めた金額）＋（旧長期損害保険契約に係る保険料について②より求めた金額）<br>※最高限度額　25,000円 |

（注）一つの損害保険契約等が、地震等損害により保険金や共済金が支払われる損害保険契約等と長期損害保険契約等のいずれの契約区分にも該当する場合には、選択によりいずれか一方の契約区分にのみ該当するものとして、地震保険料控除の控除額を計算します。

| | |
|---|---|
| ⑲～⑳寡婦、ひとり親、勤労学生控除 | あなた本人について、次の事項に該当する場合は、該当する欄をチェックしてください。 |

| | |
|---|---|
| 寡婦　26万円 | 前年中の合計所得金額が500万円以下で次に該当する人<br>・夫と離婚後再婚していない人で、子以外の扶養親族を有する人<br>・夫と死別した人や夫が生死不明の人 |
| ひとり親　30万円 | 前年中の合計所得金額が500万円以下で次に該当する人<br>・法律婚の有無や性別に関わらず、ひとり親で、前年中の総所得金額等が58万円以下の生計を一にする子を有する人 |
| 勤労学生　26万円 | 学校教育法に規定する学生、生徒又は児童で自己の勤労によらない所得が10万円以下で、かつ合計所得金額が85万円以下の人 |

| | |
|---|---|
| ㉑障害者控除 | あなた又は控除対象となった配偶者、扶養親族で障害者の人がいる場合に、氏名、身体障害者手帳、療育手帳等の級及び個人番号を記入してください。<br>障害者１人につき……26 万円<br>(特別障害者の場合……30 万円)<br>(同居特別障害者の場合……53 万円) |



# ４．申告書の書きかた

## 【申告書表面】（令和8年度申告書準拠）

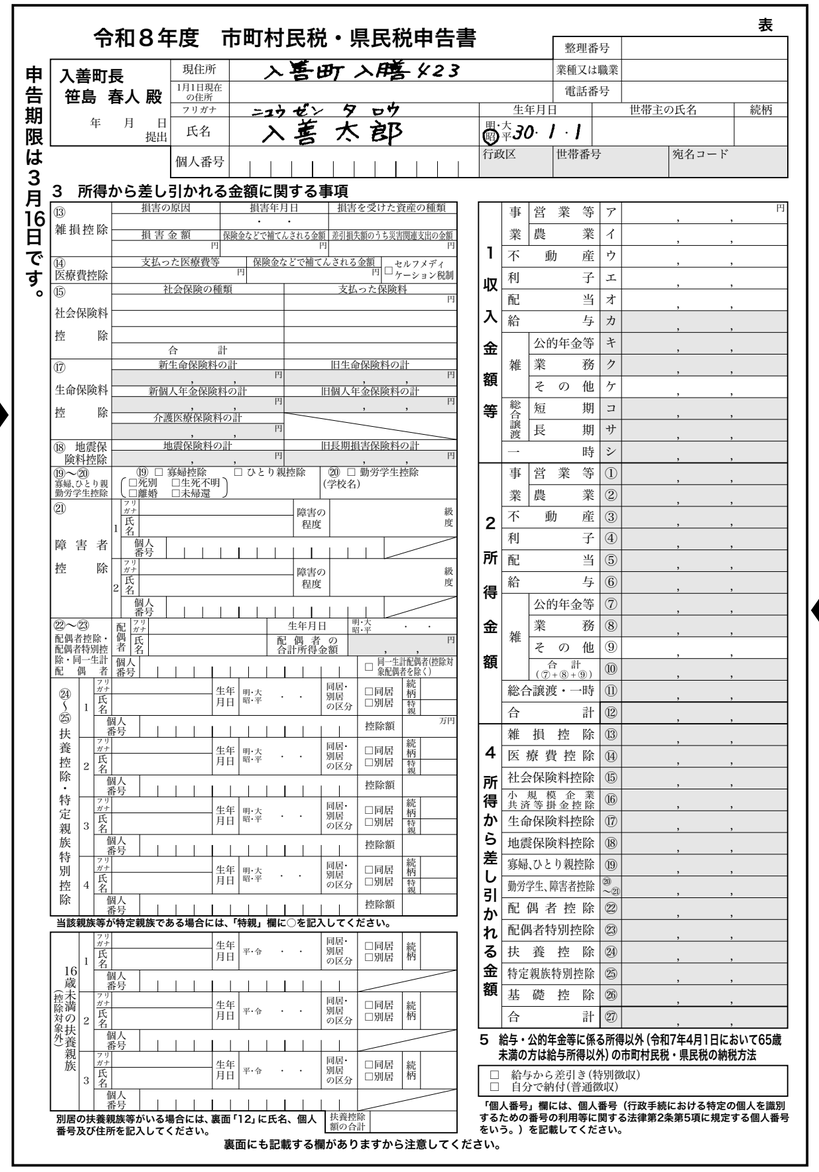


| | |
|---|---|
| ㉒配偶者控除 | あなたと生計を一にする配偶者で、前年中の所得が 58 万円以下の場合に該当します。 |

| 納税者本人の所得金額 | 900万円以下 | 900万円超 950万円以下 | 950万円超 1,000万円以下 |
|---|---|---|---|
| 一般の控除対象配偶者 | 33万円 | 22万円 | 11万円 |
| 老人控除対象配偶者 | 38万円 | 26万円 | 13万円 |

※あなたの合計所得が 1,000 万円を超えるときは受けられません。

| | |
|---|---|
| ㉓配偶者特別控除 | あなたと生計を一にする配偶者を有するときに、配偶者の所得に応じて控除されます。 |

| 納税者本人の所得金額 | | 900万円以下 | 900万円超 950万円以下 | 950万円超 1,000万円以下 |
|---|---|---|---|---|
| 配偶者の合計所得金額 | 58万円超　100万円以下 | 33万円 | 22万円 | 11万円 |
| | 100万円超　105万円以下 | 31万円 | 21万円 | 11万円 |
| | 105万円超　110万円以下 | 26万円 | 18万円 | 9万円 |
| | 110万円超　115万円以下 | 21万円 | 14万円 | 7万円 |
| | 115万円超　120万円以下 | 16万円 | 11万円 | 6万円 |
| | 120万円超　125万円以下 | 11万円 | 8万円 | 4万円 |
| | 125万円超　130万円以下 | 6万円 | 4万円 | 2万円 |
| | 130万円超　133万円以下 | 3万円 | 2万円 | 1万円 |

※あなたの合計所得が 1,000 万円を超えるときは受けられません。

# 申告期限は３月16日（月）です

**※税法等の改正について**
**この申告書の書き方は、現行の地方税法及び税条例で説明していますが、税率・諸控除について改正があった場合は、改正後のもので計算されます。**

| | |
|---|---|
| ㉔扶養控除 | あなたと生計を一にし、合計所得が 58 万円以下で、かつ他の事業専従者となっていない、配偶者以外の親族です。 |

| | | |
|---|---|---|
| 一般の扶養親族 | | 33万円 |
| 特定扶養親族 | | 45万円 |
| 老人扶養親族 | 同居老親等以外の者 | 38万円 |
| | 同　居　老　親　等 | 45万円 |

| | |
|---|---|
| ㉕特定親族特別控除 | あなたと生計を一にする 19 歳以上 23 歳未満の親族等を有するときに、当該親族等の所得に応じて控除されます。 |

| 特定親族の合計所得金額 | 特定親族特別控除額 |
|---|---|
| 58万円超　95万円以下 | 45万円 |
| 95万円超　100万円以下 | 41万円 |
| 100万円超　105万円以下 | 31万円 |
| 105万円超　110万円以下 | 21万円 |
| 110万円超　115万円以下 | 11万円 |
| 115万円超　120万円以下 | 6万円 |
| 120万円超　123万円以下 | 3万円 |

| | |
|---|---|
| ㉖基礎控除 | 前年中の合計所得金額が2,400万円超の場合は3段階で減少し、2,500万円を超える場合は適用外となります。 |

| 合計所得金額 | 基礎控除額 |
|---|---|
| 2,400万円以下 | 43万円 |
| 2,400万円超　2,450万円以下 | 29万円 |
| 2,450万円超　2,500万円以下 | 15万円 |
| 2,500万円超 | 0円 |

## ■　収入金額等・所得金額

| | | |
|---|---|---|
| 事業 | 営業等 | 販売、製造、飲食、サービス等の営業、自由職業（外交員、作家、僧侶、ホステスなど）の事業をしている人は、この欄に記入してください。<br>前年中の収入金額（売上代金など）から必要経費（販売した商品や製品の原価、雇員費、修繕費等）を差し引いたものが、所得金額になります。 |
| 事業 | 農業 | 農作物の生産、果樹などの栽培、家畜の飼育などから生ずる所得です。前年中の収入金額（販売金額など）から必要経費（小作料、苗代、農具費など）を差し引いたものが所得金額になります。 |
| 不動産 | | 地代（年貢）、家賃、貸間代などの収入のあった人は、この欄に記入してください。<br>地代などの収入金額から必要経費（修繕費、固定資産税など）を差し引いたものが、所得金額になります。 |
| 利子 | | 公社債や預金利子、公社債投資信託、貸付信託の分配金等の所得です。 |
| 配当 | | 非上場株式の配当金等の所得について記入してください。<br>※特定配当については原則、申告の必要はありません。ただし申告した場合には所得割で課税され、配当割額控除が適用されます。 |
| 給与 | | 給料、賃金及び賞与などの収入のあった人は、この欄へ記入してください。<br>この欄は給与の収入金額のみ記入してください。 |
| 雑 | 公的年金等 | 厚生年金、国民年金、恩給、企業年金、農業者年金などの収入の合計額を記入してください。<br>公的年金に係る雑所得の速算表は次のとおりです。 |

| 年齢区分 | 公的年金等の収入金額（A） | 公的年金等雑所得の金額<br>公的年金等雑所得以外の所得に係る合計所得金額<br>1,000万円以下 | 1,000万円超 2,000万円以下 | 2,000万円超 |
|---|---|---|---|---|
| 65歳以上（S36.1.1以前生まれ） | ～3,299,999 | A－1,100,000 | A－1,000,000 | A－900,000 |
| | 3,300,000～4,099,999 | A×75%－275,000 | A×75%－175,000 | A×75%－75,000 |
| | 4,100,000～7,699,999 | A×85%－685,000 | A×85%－585,000 | A×85%－485,000 |
| | 7,700,000～9,999,999 | A×95%－1,455,000 | A×95%－1,355,000 | A×95%－1,255,000 |
| | 10,000,000～ | A－1,955,000 | A－1,855,000 | A－1,755,000 |
| 65歳未満（S36.1.2以後生まれ） | ～1,299,999 | A－600,000 | A－500,000 | A－400,000 |
| | 1,300,000～4,099,999 | A×75%－275,000 | A×75%－175,000 | A×75%－75,000 |
| | 4,100,000～7,699,999 | A×85%－685,000 | A×85%－585,000 | A×85%－485,000 |
| | 7,700,000～9,999,999 | A×95%－1,455,000 | A×95%－1,355,000 | A×95%－1,255,000 |
| | 10,000,000～ | A－1,955,000 | A－1,855,000 | A－1,755,000 |

| | | |
|---|---|---|
| 雑 | 業務 | 原稿料、講演料またはネットオークションなどを利用した個人取引もしくは食料品の配達などによる雑収入の合計金額を記入してください。 |
| 雑 | その他 | 生命保険の年金（個人年金保険）、互助年金など上記以外のものによる雑収入を記入してください。 |
| 総合譲渡 | | 船舶、機械、特許権等の資産を譲渡した人は、この欄に記入してください。<br>(取得してから５年以内に譲渡したものは短期、それ以外は長期) |
| 一時 | | 賞金、懸賞当選金や生命保険の満期受取金などの収入のあった人は、この欄に記入してください。 |